

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	自立支援教育訓練給付金の支給		
根拠法令及び条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号及び第31条の10		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙「那覇市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱」のとおり		
審査基準 設定年月日	平成16年8月1日	審査基準 最終変更年月日	令和6年9月17日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	こどもみらい部 子育て応援課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

[別紙]

○那覇市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（抜粋）

（支給対象者）

第2条 訓練給付金の支給対象者は、市内に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。以下同じ。）であって、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況及び労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就かせるために必要であると認められるものであること。
- (3) 訓練給付金を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く。）。